

こども家庭科学研究費補助金（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）  
分担研究報告書

「地域特性に応じた発達障害児の学校教育段階における多領域連携支援体制の標準的な流れ（ケアパス）に関する予備調査研究」

研究分担者 田中裕一

（令和5年度所属 公益財団法人兵庫県青少年本部 兵庫県立 山の学校 校長  
令和6年4月～ 神戸女子大学文学部教育学科 教授）

研究要旨：

学校教育における発達障害のある子どもの支援を実施する際に、特別支援教育がスタートして以降、幼稚園、小中学校、高等学校においても関係機関との連携を求められるようになっている。都道府県、市区町村の教育委員会は、よりよい連携体制について模索しているが、どのような連携体制を構築すべきなのか、まだまだ整理されていない状況である。

令和3～4年度に、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究」（本田ら、2023）において、研究分担者が、教育分野における発達障害児の学校教育段階における多領域連携支援体制の基礎自治体の取組を調査し、よりよい体制づくりのために「発達障害の地域支援システムの簡易構造評価（Quick Structural Assessment of Community Care System for neurodevelopmental disorders: Q-SACCS）」が有効であることを示した。

そこで、令和5～6年度は、「地域特性に応じた発達障害児の学校教育段階における多領域連携支援体制の標準的な流れ（ケアパス）」を作成するため、基礎自治体における就学期から高等学校段階までの発達障害児に対する地域支援体制の現状の成果と課題について、聞き取り調査を実施した。その際、基礎自治体担当者の許可を得られた場合には、Q-SACCSを活用し整理することを依頼した。

聞き取り調査の基礎自治体の選択にあたっては、文部科学省や兵庫県教育委員会等の研究分担者のこれまでの業務経験に加え、こども家庭庁と国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターの専門官からの情報提供、論文等の検索などから研究分担者と専門官らで検討し、グットプラクティスと考えられる取組を行っている基礎自治体を選択し、や研究分担者や専門官が訪問調査を実施した。

調査した基礎自治体は14市町で、特徴的な取組の一部を以下に示す。（表1参照）

- ・B市：県事業を効果的に活用した高等学校進学における情報の引継ぎ体制の構築
- ・D町：教育部門と福祉部門でデータを一元的に管理する情報共有の仕組みの構築
- ・G市：就学相談における教員や心理士等の協力による教育的ニーズの把握

- ・H市：障害のある子の子育てに悩む保護者に対する相談先の情報の整理
- ・I市：教育委員会と福祉部局の協働による連携のためのリーフレット作成

また、上記の訪問調査に加え、二人の専門官からの基礎自治体の取組の情報提供を受けながら整理をするとともに、ケアパス作成のためのポイントについて検討した。

2年目は、今年度の調査を基に、基礎自治体が参考にできる「発達障害の地域ケアパス作成の手引き（学校教育段階）」（案）を作成するための情報の整理、手引きの作成を予定している。

## 1 概要と目的

学校教育における発達障害のある子どもの支援を実施する際に、特別支援教育がスタートして以降、学校は関係機関との連携を求められるようになってきている。

学校教育段階の家庭・教育・福祉の連携については、平成30年3月に「家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」が出され、基本的な方向性が示され、情報共有等を図りながら、引継ぎ等を行うことが示されている。また、このこと以外でも、近年、家庭と教育と福祉の連携を促進するための法令が制定されたり、通知が発出されたりしている。

しかし、都道府県、市区町村の教育委員会や学校は、よりよい連携体制について模索しているものの、どのような連携体制を構築すべきなのか、また、現在の連携体制に足りない部分や重複する部分があるのかなどの評価については、担当部局や学校単位で検討されることが多く、行政単位でトータルで評価検証する自治体は多くなく、そのためのツールはない。

また、学校教育段階では、関係機関との連携ツールとして、個別の教育支援計画が用いられており、その様式が各自治体等によって定められたり、保幼小や小中、中高

の連携がルール化されたりするなどして、引継ぎ等の取組が推進されている。

このように個々の子どもの連携をどのように行うかについてのツールは存在するが、学校や自治体と関係機関との連携を整理するためのツールは存在しない。

そこで、令和3～4年度は、厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究」において、研究分担者が調査協力し、現状における学校と関係機関との連携体制構築における国の基本的な動向を整理するとともに、よりよい連携体制を構築するためのQ-SACCS改を作成し、実際に自治体に活用してもらい、その効果や課題の聞き取り調査を行い、その結果から、活用の成果と連携の課題を整理した。

そこで、令和5年度は、本科研終了時点で「地域特性に応じた発達障害児の学校教育段階における多領域連携支援体制の標準的な流れ（ケアパス）」を作成するため、基礎自治体における就学期から高等学校段階までの発達障害児に対する地域支援体制の現状の成果と課題について、聞き取り調査を実施した。

## 2 研究方法

### (1) ケアパス作成上の留意事項の整理

作成したケアパスがより多くの基礎自治体委に活用されるよう、令和3～4年度の厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究」を含めた、これまでの研究分担者の調査、こども家庭庁と国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターの専門官からの情報提供や協力を得ながら、基礎自治体における就学期から高等学校段階までの発達障害児に対する地域支援体制の現状の課題について整理する。

### (2) 基礎自治体への訪問調査の実施

令和3～4年度より広範囲の基礎自治体について、就学期から高等学校段階までの発達障害児に対する地域支援体制の現状の課題について、訪問調査を行う。

その際、こども家庭庁のモデル事業実施自治体や国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センター調査の情報を活用し、訪問する自治体を決定する。

## 3 調査結果

### (1) ケアパス作成上の留意事項の整理

基礎自治体における就学期から高等学校段階までの発達障害児に対する地域支援体制の現状の課題について整理することにより、ケアパス作成時には、以下のような点について留意する必要性が高いことがわかった。

・就学時の判断ができるだけの手厚い保護者支援（情報提供だけでなく支援する期間

についても）

- ・幼保小中学校に対する巡回支援を含めた定期的な専門家の協力
- ・中高連携の取組（高等学校設置者による情報共有の仕組みの構築）
- ・放課後等デイサービス等を活用する幼児児童生徒に関する福祉と教育の情報共有を含めた連携の不足
- ・基礎自治体作成のマニュアルやガイドブックなどによる相談窓口等の周知
- ・基礎自治体内の情報共有、協働の必要性
- ・都道府県の連携施策のよりいっそうの周知の必要性

など

### (2) 基礎自治体への訪問調査結果

14の基礎自治体に訪問して聞き取った情報について整理した（表1参照）。

また、調査をする中で、以下のような取組が実施されていることがわかった。

- ・（多数の基礎自治体）複数年をかけた就学時の保護者や幼稚園保育所との相談の実施
- ・（多数の基礎自治体）行政の教育と福祉が協働した学校園訪問による支援の実施
- ・B市、H市：県事業を効果的に活用した高等学校進学における情報の引継ぎ体制の構築
- ・D町、F市：教育部門と福祉部門でデータを一元的に管理する情報共有の仕組みの構築
- ・G市：就学相談における教員や心理士等の協力による教育的ニーズの把握（小学校入学段階からの通級による指導実施を可能とする取組）
- ・H市：障害のある子の子育てに悩む保護

者に対する相談先の情報の整理

- ・ H市：教育委員会の仲介による保育所等訪問の実施
- ・ I市、L町：教育委員会と福祉部局の協働による連携のためのリーフレット作成
- ・ M市：ペアレントメンターを含めた先輩保護者からの情報提供

A市（B市、C町、D町と同一都道府県Z）
B市（A市、C町、D町と同一都道府県Z）
C町（A市、B市、D町と同一都道府県Z）
D町（A市、B市、C町と同一都道府県Z）
Y県E市
F市（G市と同一都道府県X）
G市（F市と同一都道府県X）
W県H市
I市（J町と同一都道府県V）
J町（I市と同一都道府県V）
K市（L町と同一都道府県U）
L町（K市と同一都道府県U）
M市（N市と同一都道府県T）
N市（M市と同一都道府県T）

表2：訪問自治体一覧

#### 4 考察

(1) 基礎自治体が参考にできる効果的なケアパス作成に向けて

以下のような点を踏まえて、ケアパスを作成する必要性を感じた。

- ・ 課題と思われる点に関するグッドプラクティスの提示（特に、就学段階の情報提供、学校園在籍時の福祉等との連携、中学

校と高等学校の引継ぎ、都道府県と基礎自治体の情報共有）

- ・ 基礎自治体の規模による差異の整理

#### 5 結論

今回の調査結果や考察を踏まえて、課題に関して基礎自治体の追加調査によるグッドプラクティスの収集、ケアパスのプロトタイプ作成から完成に向けて、来年度も、継続した取組を実施する。

#### 6 研究発表

なし

#### 7 知的財産権の出願、登録状況

なし

#### <参考文献>

- ・ 本田秀夫ら（2023）：地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究 令和3年度～4年度総合研究報告書（厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業）
- ・ 田中裕一（2022）：通常学級の発達障害児の「学び」を、どう保障するか～学校・家庭・福祉のトライアングル・プロジェクト～、小学館

表1 訪問した基礎自治体調査まとめ（一部）

自治体名		A市 (B市、C町と同一都道府県)	B市 (A市、C町と同一都道府県)	C町 (A市、B市と同一都道府県)	I市 (J町と同一都道府県)	J町 (I市と同一都道府県)	M市 (N市と同一都道府県)	N市 (M市と同一都道府県)
基礎情報	人口	2.6万人	6.9万人	1万人	14.5万人	1.9万人	10.8万人	5.8万人
	出生数	106人	534人	50人	600人	60人	824人	280人
	幼稚園	2	16(公)	1(公)	9	1(私)	7(私2)	12(公)
	保育園	7(1認可外)	13(1公設民営)	3(公)	24(公11)・5小規模保育施設	3(公2、私1)	18(私8)	8(私1)
	子ども園	5	2(公)	2(私1)	2	0	14(私7)	5(私2)
	小学校	8(1校閉校予定)	15	10(私1)	16	4	18	19
	中学校	6	4	2(私1)	12(私1)	2	10	7(1組合立)
	高校	2	2	1(私)	6(私4)	0	8(私5)	3(私1)
特別支援学校	0	0	0	1	1	1	0	
q-saccs実行状況		○	○	○	○	×	×	×
ケアパス（切れ目ない支援）の視点		・「ネウボラA」を作成（全般的な子ども支援が目的）3年毎に改訂予定 ・児童支援部会で「つながり子育てガイド」を作成幼保小中の家庭に配布。教員は回覧の形	「トータル支援プロジェクト」（県）子どもから大人まで、ライフステージを通して、縦横の連携の必要性を認識して、明らかになった課題を母子保健課、教育委員会と共有して、共に課題解決していく。 「B市子育て応援Book」	・園巡回相談の効果的な活用 平成30年から実施。令和2年には保護者を含めた相談体制を検討。令和4年に巡回相談の担当を各園に配置。園全体の課題に応じて戦略的に支援を行うようになった。令和4年度より小中学校も対象となった。	・「子ども未来室事業」による切れ目ない支援 ・児童発達支援センターは18歳までを支援対象としている。センターには指導主事が参加	・妊娠から就学前迄の窓口を子育て支援課で一本化するよう調整した。切れ目ない支援を一体的に行い、さらなる連携強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を合わせた町子ども家庭センターを令和5年4月から子育て支援課内に開設した。 ・子どもデータ連携実証事業を子ども分野についてもやっている。要対協や不登校など。欠席人数なども共有できる仕組みになっている。	・発達障害児支援窓口を教育委員会幼保運営課が管理している。 ・相談員が幼保こ小中を巡回し、子どもへのかかり方について支援を行っている。小中は学校教育課が管理。連携している。	・子育て世代包括支援センターを今年度設立。妊娠前から18歳までの子どもと保護者が対象。就学前までは地区担当保健師が相談支援、就学後は学校連携支援員、保健師、社会福祉士が相談支援を行う。必要に応じて関係機関との連携を行う。 ・保育所、幼稚園、子ども園への巡回相談、就学後については学校連携支援員を中心に学校訪問を行う。必要に応じて保健師、社会福祉士も同行する。
取組のきっかけ		・平成30年度より児童発達支援センター設置目標を受け、作業部会を設置 ・令和2年に県内の市をモデルに相談窓口リーフレットの作成をすすめ、令和4年4月に「A市つながり子育てガイド」を作成する。	2011年より障害者1000人雇用の目標を掲げる。	町内に療育事業所がなかった平成26年に「発達支援教室」を開設。その後町内に療育事業所が開設したことから、町としてはどのような役割が求められているか整理。令和元年度より、療育への技術的支援としてスキルアップ事業に4年間取り組んだ。令和4年度から発達支援教室を委託していた事業所が事業を開始。	令和2年度児童発達支援センター開設に向け、準備室に指導主事を配置した。 令和3年に自立支援協議会で教育センター長と障害者福祉課、基幹相談支援センターが中心となり連携についての検討が行われ、連携マニュアルが作成された。		平成17年M市提案公募型協働事業にNPO法人が公募し、学校教育課と協働し親支援、専門職や保護者向けのセミナー等を実施する。 子育て支援課が発達障害児支援モデル事業としてNPO法人と協働、委託した。	平成22年から「発達障害等支援連携会議」を実施している。事務局は福祉課、子育て支援課、保育幼稚園課、学校教育課で発達障害児支援センターも参加している。年2回の実務者会では事例検討等を行っている。もうすぐ10年経過するが横の連携がとりやすくなっている。
多領域・他部局横断した支援体制整備の定期的な機会		・令和4年12月に困難ケース検討会や勉強会の実施など意見を募り、Q-SACCS取組が決まる。その後、令和5年2月、6月、8月、10月と実施する。	「全国屈指福祉会議」独自の福祉政策を実施するための会議…発達障がい児支援部会 義務教育終了後の四者面談…支援の可能性も踏まえて中3時、面談を行う	「発達障害児支援連絡会」令和2年度より年1回開催 「幼保こ小情報連絡会」 「発達障害者支援体制整備事業協議会」 「自立支援協議会教育委員会」	「教育・福祉・保健の連携に関するワーキングチーム」 「教育と福祉の連携に係る意見交換会」 小中学校と福祉事業所との支援会議は7割の学校で実施されている。	幼保小連絡協議会	M市発達障害児支援協働事業推進委員会を年3回開催し、関係者の連携の場を設けている。	・「発達障害等支援連携会議」 ・学校教育課と子ども支援課の定例会（月一回） ・地区自立支援協議会子ども支援部会（N市と隣接する市との共同開催）
子どもと家族への支援のための多分野で連携するためのマニュアル・ツール（*は保護者向け）		*「ネウボラA」 *「つながり子育てガイド」 Q-SACCS・インターフェイス詳細シートの作成	R5年度第4次特別支援教育推進プラン 個別的教育支援計画の引継率100%の成果目標 「共通支援シート」による就学時の引継 *「B市子育て応援Book」	「共通支援シート」による就学時の引継 Q-SACCSによる地域分析	「連携のためのリーフレット」 「小中学校・相談支援事業所・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援連携マニュアル」	*子育てガイドブックを10年ぶりに作り直した。	*広報誌を幼保こ小の全園全校より保護者に配布している。 *「就労支援に関する情報Book」等、啓発冊子を主に保護者に周知している。	個別的教育支援計画の引継ぎはあるが、100パーセントではない。引継ぎ会がある。書面だけでなくどう引き継ぐかが大切。
体制整備のキーマン		・行政（福祉・子育て・母子保健・学校教育） ・保育所連盟 ・相談支援事業所 ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・家族会 ・基幹相談支援センター	・「発達障がい支援コーディネーター」が市町村に配置されることで、県発達障害者支援センターは個別支援から間接支援の充実へとシフトチェンジができています。	・発達相談支援センターによる巡回相談支援 ・発達支援事業所（スキルアップ事業対象） ・児童精神科医による総合療育健診事業	「子ども未来室事業」が教育委員会主導で動いているが、子ども支援部からも連携の計画が立てられている。	小規模自治体ということもあり、子育て支援課と教育委員会、健康福祉課が風通しのよい関係となっている。	発達障害の子どもと保護者がスタッフとなっている。かつては相談を受けていた親が子どもが落ち着きスタップとなったものもある。	子育て世代包括支援センター学校との連携については特に学校連携支援員（元校長先生）
研修の機会 *分かる範囲で記載	①会議名	児童支援部会作業部会における作業部会における事例検討	1中高関係機関連携会議（県） 2トータル支援プロジェクトに基づく研修（県）例「ライフステージを通じた切れ目ない支援体制の構築に向けて」	1療育スキルアップ事業 2共通支援シートの多職種合同研修会	12「教育と福祉の連携に係る意見交換会」「特別支援教育コーディネーター研修」	個別的教育支援計画、個別の指導計画の書き方について	1子育てや発達障害をテーマにセミナー、シンポジウム、相談員との交流会を開催 2事例検討や発達障害の基礎知識や療育などテーマごとの勉強会を開催している。	
	②目的	同上	1学齢後期における切れ目ない支援 2支援体制整備検討の機会	1ASD児について学齢期に不登校などの二次障害を起こすケースも多く、早期に専門性の高い支援を受けなければならない。療育への技術的支援として「町として」スキルアップ事業を取り組む。現在4年目。 2同上	同上	同上	同上	
	③形式	対面	1対面 2オンライン	1対面。スキルアップ事業の成果を「発達障害児支援連絡会」で共有	対面	特別支援学校のセンター的機能を利用し教育委員会が研修実施	両方	
	④教育行政	対象○・主催×	1対象○・主催△（共催） 2対象○・主催×	1対象○・主催△ 2対象○・主催×	対象○・主催○（教育センター）	対象×・主催○	12対象○・主催○	
	⑤教員	対象×・主催×	12対象○・主催×	1対象○・主催△ 2対象○・主催×	対象○・主催×	対象○・主催×	12対象○・主催×	
	⑥福祉行政	対象○・主催○	12対象○・主催○	12対象○・主催○	対象○・主催△（共催）	対象×・主催×	12対象○・主催○	
	⑦福祉事業所	対象○・主催○	12対象○・主催×	1対象○・主催△ 2対象○・主催×	対象○・主催△（共催）	対象×・主催×	12対象×・主催○	
	⑧その他	県発達C・県福祉課参加	12県発達C主催 2市町村発達支援Co対象	県発達C・保育士参加		特別支援学校のセンター的機能	保育士、幼稚園教諭参加	巡回相談等委託している心理士により研修会を広く呼び掛けている。
	⑨定期開催	○	12○	○	○	○	○年に3-4回	
成果と課題		Q-SACCS作成により、地域の資源が見える化されたという声がある一方で、活用について悩まれている様子であった。 保護者や当事者にも分かるよう活用できる形にしてほしいという要望も挙がっている。	障害者千人雇用センターは2017年に1000人達成し、新たな目標数値を1500人とした。訪問時1323人の雇用を実現している。 学齢期支援体制整備事業に教育委員会の参画を呼びかけ共催とした（県）	課題として小中学校の校内支援体制と同様に、園内の支援体制の確立が必要という意見もあった。園によって実践力も異なってくる。巡回回数が一律だと難しい面もある。	連携を図ることで、マニュアルの作成や支援会議等具体的な連携が進んでいる。児童発達支援センターは相談事業から地域支援事業、研修事業への拡充が今後計画されている。	小規模都市ということもあり、事業所が少ない。学級担任の障害理解、福祉制度の理解が課題	発達障害の子どもと保護者がスタッフとなっている。専門家ではないことのできることを認識しながら取り組んでいる。	子育て世代包括支援センターが設立されたことにより、18歳まで一貫した支援を具体的に目指せるようになった。県の事業補助なども頼りながら行っており、継続については課題がある。
その他		発達センター 連携推進事業に申請		発達センター 連携推進事業に申請	発達センター 連携推進事業に申請			市内の小中学校が放課後等デイサービスの連携に関してモデル事業を行っている。校長会でも話題にしている。